

令和6年12月20日

大豊町長 下村 賢彦 様

「(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に関する要望書

一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 会長 山田 俊弘

「(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」とする)」で示されている本事業実施想定区域 (以下、「事業区域」とする) の自然環境の重要性、土地利用、法規制等は、正しく評価されていない。事業区域は風力発電施設の設置に適していないことは明らかである。そのため、下記の内容を踏まえ、事業者に科学的に合理性のある説明を行うよう、大豊町長に要望する。事業者より合理的な説明がなされない場合には、新たな手続きを認めないことを求める。

自然環境の重要性を示す論点

1. 事業区域は、大部分が水源かん養保安林 (北東部は国有林、南西部は民有林) に指定されている。
2. 事業区域の一部は、奥物部県立自然公園の第3種特別地域および普通地域、梶ヶ森県立自然公園の普通地域に指定されている。
3. 事業区域の一部は、山地災害危険区域 (地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区) に指定されている。
4. 事業区域は、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS (リポース)】 (<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>) では、本事業区域は陸上風力導入ポテンシャルの対象外とされている (2024年12月10日確認)。
5. 事業区域の北東部は、自然環境保全法 (昭和47年法律第85号) に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査 (特定植物群落) において、特定植物群落「青ザレ山と周辺の植生」に選定されている。
6. 事業区域周辺は、国指定天然記念物ニホンカモシカ (以下、カモシカとする) の生息域である。四国山地カモシカ調査地域における第5回目特別調査 (徳島県高知県教育委員会2020) では、事業区域周辺 (2 km 以内) でカモシカの生息が確認されている。
7. 事業区域周辺は、ツキノワグマの絶滅のおそれのある地域個体群の生息地である。これまでに事業区域から約1 km の地点で生息が確認されている。令和6年10月17日にも、事業区域から北東に5 km の地点でツキノワグマが目撃されている (四国森林管理局 ツキノワグマの目撃情報について、https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/keikaku/attach/pdf/20230706_kumamokugeki-6.pdf)。
8. 事業区域周辺は、サシバの渡りのルートに位置する。事業区域から南約8 km (香美市香北町有瀬) での日本野鳥の会高知支部による春季調査では、2020年に2551羽、2021年に4154羽、2022年に6127羽、2023年に2071羽、2024年に4859羽のサシバの渡りが確認されている (日本野鳥の会高知支部 タカの渡り観察記録、<https://www.asahi-net.or.jp/~hf8k-nsmr/takanowatari.htm>,

2024年12月10日確認)。調査努力量が限られているが事業区域に隣接する香美市猪野々でも2024年4月に291羽が確認されている。

9. 事業区域周辺は、希少種を含む多種のコウモリ類の生息地となっている。これまでに事業区域周辺では環境省レッドリスト 2020 で絶滅のおそれのある地域個体群に選定されたチチブコウモリ、絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 選定されたクロホオヒゲコウモリやノレンコウモリ、モリアブラコウモリ、今後評価されると考えられるヒメホオヒゲコウモリやヒナコウモリなどが確認されている。

本事業計画および配慮書の問題点

配慮書では、事業区域の設定根拠として、「高知県新エネルギービジョン (2021～2025 年度)」(高知県, 令和 3 年) の目標達成に寄与することを挙げている。しかし、高知県では、地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進し、市町村が円滑に促進区域を設定できるよう、「高知県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」の別冊資料として「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を定めている (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021032500328/>, 2024年12月10日確認)。この基準では、事業区域に該当する保安林 (論点 1) と県立自然公園 (論点 2), 山地災害危険区域 (地すべり危険地区, 崩壊土砂流出危険地区) (論点 3) は再生可能エネルギーの促進区域に含めることが適切ではないとしている。

事業区域の大部分は水源かん養保安林に指定されており、山地災害危険区域 (地すべり危険地区, 崩壊土砂流出危険地区) も事業区域に含まれることから、事業の実施による土砂災害リスクが懸念される。配慮書では、「山地災害危険区域については、風力発電機の設置予定範囲から可能な限り除外した」とあるが、そもそも事業区域に山地災害危険区域を含めるべきではない。同様に、「事業計画の熟度を高めていく過程で適切な施工計画を立案」または「保安林の機能を維持する」とあるが、具体的にどのように対策を実施するのが説明されていない。

環境省は令和 4 年 3 月に「令和 3 年度 再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書」において、再生可能エネルギーの主力化に向けて、導入ポテンシャルの再定義と精緻化を行い、その成果を再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS リポース) で公開している。同報告書で再定義された陸上風力導入ポテンシャルでは、事業区域は対象外 (土地の 傾斜, 法規制, 土地利用, 居住地からの距離等により利用できない場所) とされている (論点 4)。しかしながら、配慮書ではこのことが説明されておらず配慮に欠けている。

以上のことから、事業区域は風力発電施設の設置に適しているとは言えない地域である。配慮書は、風力発電事業を実施することの合理的な説明に欠けている。このような不誠実な配慮書は到底容認することはできない。

事業区域には、特定植物群落「青ザレ山と周辺の植生」が含まれている (論点 5)。配慮書では、他の特定植物群落を除外する一方で、青ザレ山と周辺の植生を対象地に含めることの合理的な説明に欠けている。青ザレ山周辺には、四国山地の分布南限・標高下限域に位置するブナ林が分布する (宮脇 1982)。このブナ林は植物社会学的には、ブナーシラキ群集ツガ亜群集とされており、低地に生育する種群を含むことから学術的にも貴重な森林である。四国山地では、ニホンジカの個体数と分布域拡大により、林床植生が衰退している (前迫ほか 2020)。ブナーシラキ群集は事業区域以外にも分布するが、石鎚山系を除いてはその大部分がニホンジカの食害により深刻な被害を受けており、事業区域も例外ではない。

事業区域での風力発電施設の設置により特定植物群落の更なる衰退が懸念される。以上のことから、青ザレ山と周辺の植生を事業区域に含めるべきではない。

事業区域は、国指定天然記念物カモシカの生息域である（論点 6）。カモシカは、ニホンジカの個体数増加により生息環境が悪化していると考えられており、低密度化が進行するとともに分布域が拡大傾向にある（徳島県高知県教育委員会 2020）。事業区域は、比較的ニホンジカによる被害が少ないことから、カモシカにとって良好な生息環境が維持されていると考えられる。また、事業区域はツキノワグマの絶滅のおそれのある地域個体群の生息地に隣接している（論点 7）。令和 6 年 10 月 17 日に事業区域から北東に 5 km の地点でツキノワグマが目撃されていること、事業区域は環境省中国四国地方環境事務所による本種の生息適地予測で生息適地に含まれていること（環境省中国四国地方環境事務所 2022）から、事業区域周辺も良好な生息環境が維持されていると考えられる。本事業区域は、カモシカとツキノワグマの個体数維持にとって重要であると考えられることから、風力発電施設の建設および事業の影響は大きいと考えられる。

事業区域周辺は、サシバの渡りのルートに位置する（論点 8）。サシバは環境省レッドリストで絶滅危惧 I B 類に指定されており、日本の各地で生態系の指標種として重要な猛禽類である。配慮書でも、事業区域周辺がサシバの渡りのルートであることが示されており、バードストライクの可能性が懸念される。このことから、サシバの渡りの時期は稼働制限を行う必要がある。

事業区域の落葉広葉樹林は、四国のコウモリ類の重要な生息地であり（論点 9）、希少種保護の観点からも生息地の改変等は避けるべきである。近年、風力発電施設でのコウモリ類の衝突事故問題が顕在化している（佐藤ほか 2017）。事業区域の西に位置するユーラス大豊ウィンドファームでもコウモリ類の衝突事故が発生している（合同会社ユーラス大豊風力 2021）。事業区域でもコウモリ類の衝突事故の可能性が懸念されることから、施設への接近を妨げる措置を実施する必要がある。

株式会社 GF に対し、以下の項目について科学的・合理的な説明を求めるとともに、大豊町長には事業者より合理的な説明が得られない場合には、新たな手続きを認めないことを求める

1. 環境省および高知県が風力発電施設の設置を制限している場所で事業を実施することについて
2. REPOS の陸上風力導入ポテンシャルを配慮書で示さなくても良いと判断したことについて
3. 風力発電施設の設置工事およびその後の稼働が、特定植物群落に影響しないと断言できる根拠について
4. 風力発電施設の設置工事およびその後の稼働が、カモシカおよびツキノワグマの個体数維持に影響しないと断言できる根拠について
5. サシバの渡りの時期に風車の稼働制限を確実に履行することについて
6. コウモリ類の施設への接近を妨げる措置を確実に履行することについて

徳島県高知県教育委員会（2020）四国山地カモシカ特別調査報告書 平成 30・令和元年度

宮脇 昭（編）（1982）日本植生誌 四国. 至文堂，東京.

前迫ゆり・幸田良介・比嘉基紀・松村俊和・津田智・西脇亜也・川西基博・吉川正人・若松伸彦・富士田裕子・井田秀行・永松大（2020）シカの影響に関する植生モニタリング調査と地域の生物多様性

保全研究 ―シカと植生のアンケート調査（2018～2019）報告― ―地域の植生と生物多様性保全研究グループ― 自然保護助成基金助成成果報告書, 29: 14-26

環境省中国四国地方環境事務所（2022）令和 3 年度グリーンワーカー事業（国指定剣山山系鳥獣保護区 ツキノワグマ等保護監視調査業務）報告書

佐藤顕義・小林知也・本多宣仁・重昆達也・峰下 耕・向山 満（2017）風力発電におけるバットストライクに関する基礎的研究 福島県布引高原風力発電所における調査結果（2012 年）. 東北のコウモリ, 2: 1-6.

合同会社ユーラス大豊風力（2021）ユーラス大豊ウィンドファーム環境影響評価報告書.

この要望書に関する連絡先

比嘉 基紀（日本生態学会中国四国地区会 自然保護専門委員、高知大学教育研究部 准教授）

〒780-8072 高知市曙町二丁目 5 番 1 号

電話・FAX：088-844-8310

メールアドレス：mhiga@kochi-u.ac.jp

山田 俊弘（日本生態学会中国四国地区会 会長、広島大学 大学院統合生命科学研究科 教授）

〒739-8521 東広島市鏡山一丁目 7 番 1 号

電話：082-424-6508

メールアドレス：yamada07@hiroshima-u.ac.jp